

KNC NETWORK NEWS

2015年6月20日 発行

気になる記事: 医療費控除、領収書不要に—17年メド マイナンバー活用—

インターネットで手続きする場合でも領収書の内容を入力する必要がなくなる。2017年夏をメドに始める。現在は領収書の保存の煩わしさや医療機関名や投薬の内容、自己負担額などの入力の手間が面倒で、申告を諦めている人が多いという。



(有)北野財經システム

北野会計事務所

大阪市淀川区西中島7-1-26

オリエンタル新大阪ビル707号

TEL: 06-6304-7857・FAX: 06-6304-8851

http://www.kngroup.jp

経営一言: 「すぐに役に立つことは、すぐに役に立たなくなる」

(慶応義塾・塾長・小泉 信三氏)

— 所長コメント: はやり・流行は目立つがすぐにすたれ、忘れられる。時間をかけて出来た伝統はあきがこない。味がする。本物が一番。—

売上の計上基準 《税務》

売上の計上基準は企業会計原則で「実現主義」(収益などを実現したときに計上する考え)によるものとされています。実現主義には、出荷基準、納品基準、検収基準、役務提供完了基準などがあります。

一般的には、取引先に商品などを実際に引き渡した時点で売上を計上する「納品基準」が多く採用されています。しかし、必ずしも納品基準を採用する必要はなく、商品の種類や取引形態によって、実情にあった基準を選択します。

売上計上基準を見直すことで、売上を翌期に繰り延べることができる場合もあります。計上のタイミングが最も遅くなるのは、納品した商品・製品の品質、規格、数量などを取引先が検収し、その確認の通知を受け取った日に売上を計上する「検収基準」です。ただし、検収基準を採用するためには、商品の品質が重視されるなど、正当な理由が必要となります。

会社都合の転勤に伴う引越費用等 《税務》

会社の業務の都合で転勤して、その転勤に伴う転居に必要な旅費、引越費用を会社が負担した場合には、通常必要と認められる範囲内であれば転勤関連費用として会社の経費にできます。

所得税法上、社員(給与所得者)の転任に伴う転居のための旅行(移動)にかかる支出で、通常必要と認められるものは非課税です。会社がその費用を負担しても、従業員に対して所得税が課税されることはありません。

ここでいう通常必要と認められる支出とは、その旅行の目的、目的地、行路、期間の長短、宿泊の要否、旅行者の職務内容・地位などを総合的に勘案して必要と認められるものをいいます。具体的には、その支給額が役員や社員のすべてを通じて適正なバランスが保たれるような基準で計算されたものであること、また、その支給額が同業種・同規模の他の会社で一般に支給している金額に照らして相当と認められることなどで判断します。旅費規定はこのふたつのポイントを勘案して合理的に作成しましょう。

また、転勤先の借家に関する敷金や仲介手数料などは、転勤に伴って支出する費用とはいえ、「転勤に伴う転居のための旅行に必要な支出」には該当しません。給与所得として課税されることとなります。なお、借り上げ住宅として法人が借主になり、敷金などを借主である法人が負担する場合には、給与所得として課税する必要はありません。

空き家と固定資産税の特例制限の改正について

《税務》

管理の不十分な空き家が問題となっていますが、この空き家対策として、市町村長が「特定空き家等」とされる家屋の除却や修繕を命じたり、強制的に行ったりできるように、27年度税制改正で固定資産税の住宅用地特例についても、特定空き家等の敷地とされる土地を適用対象外としました。住宅用地特例とは、人の居住の用に供する家屋の敷地に対する固定資産税の課税標準額を通常の3分の1に減額するもので、さらに、住宅用地面積が200㎡以下のもの等、小規模住宅用地と認められる敷地の固定資産税の課税標準額は通常の6分の1となります。これまでは、空き家であっても“人の居住の用に供する家屋”の敷地と自治体が判断すれば特例を適用できることから、土地の所有者は居住していない家屋についても解体して更地にはせず、そのまま空き家の敷地として保有する状況となっていました。

居住の用に供されているか否かは判断が難しいため、これまで管理の不十分な空き家でも特例の適用を受けている場合がほとんどでした。今後、特例の対象外となる、特定空き家等とは、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態等にあると認められるものです。

お客様の秘密 《経営》

個人情報保護法と関連しますが、接客や顧客管理におけるお客様の秘密について考えてみます。まず、X時計店の例です。店主の人柄が温厚なため、長年にわたって利用する人が多い店です。ある時、日頃は夫と一緒に来店されるお客様が、この日は旦那様だけで来て「家内へねえ」と言って洒落た婦人用時計を買いました。その数日後、今度は奥様だけで来たので「旦那様のプレゼントはいかがですか」と尋ねたところ、顔色を変えた奥様が店を飛び出し、この夫婦は全く来なくなりました。たとえ夫婦や恋人等親密な間柄であっても、お客様のプライバシーに関わる開示は慎重でなければなりません。

次は質屋を多店舗展開しているY店の例です。その内一店を閉鎖することとなり、営業期間を過ぎた後、質物を預けているお客様に案内状を送ったところ、「家族に内緒で利用しているので困る」という苦情が来ました。Y店の顧客管理マニュアルでは、たとえ家族でも顧客本人の情報を漏らしてはならない(店側からの手紙・メール・電話は原則として禁止)となっています。個人情報のトラブルは、見知らぬ他人への漏えいが一般に想定されます。しかし、接客や顧客管理において以外に多いのが、家族・夫婦・恋人・友人・近隣等の間柄においてお客様の秘密が漏れるトラブルであり、十分な注意が必要です。

KNC NETWORK NEWSへのご意見・ご質問・ご感想は

06-6304-7857 または kaikai@kncc.co.jp

までお寄せください。